

国際会計基準の改善プロジェクトの展開

山内 高太郎

はじめに

- I IOSCO と IAS の関係
- II 公開草案第 32 号から 1993 年改訂
- III 財務諸表作成表示に関する枠組み（フレームワーク）
- IV IOSCO2000 年報告
- V SEC と FASB の対応
- VI 公開草案『国際会計基準の改善』
- VII IAS2『棚卸資産』の改訂案の意味

まとめ

はじめに

国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee: IASC）は、2001 年 4 月に組織改革を行い国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）の名称を国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）と変更するとともに、IFRS の設定を国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）に一任した。

IASB は、2002 年 5 月公開草案『国際会計基準の改善』を公表した。本公開草案は、E32 にはじまる一連の会計基準の改善プロジェクトの一環であり、国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）のうち 12 の基準について改善を提案するものである。

IASC の改善プロジェクトには、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions: IOSCO）の影響がきわめて大きい。IOSCO の影響を明らかにしつつ、2002 年の公開草案の示す改善プロジェクトの問題点を明らかにするものである。

I IOSCO と IAS の関係

IOSCO は、正会員、準会員、提携会員（Affiliate Members）からなり、100 を越える各国の証券規制主体が参加し、年 1 回総会を開催し証券・先物市場に関する重要な問題について討議を行う各国の証券規制の合意、協力の場として機能している。日本からは正会員として金融庁、準会員として農林水産省、経済産業省、証券取引等監視委員会、提携会員として日本証券業協会、東京証券取引所、大阪証券取引所が参加している。¹

近年、各国証券取引所において資金調達を行う企業が増えたことにより、IOSCO の果たす役割の重要性が高まっている。

IOSCO と IAS の関係は、1987 年 5 月に IOSCO の作業部会がディスクロージャー手段として IAS を検討し始め、1988 年 11 月のメルボルン会議で IAS の支持を表明した²。

IASC は、これを受けて IAS の適用を各国で促進するためにとってきた多様な代替処理を認めるという方針を改めた。これにより各国で適用可能な会計基準作成から国際市場において有用な情報を提供するための会計基準作成へと方向性が変わったと考えられる。

1993 年には、IOSCO と IASC は多国間公募や上場のために利用可能な財務諸表のためのコア・スタンダードを合意した。

1995 年には、IOSCO の専門委員会（Technical Committee）は、包括的なコア・スタンダード作成の作業計画に合意し、IASC との協力体制をとることとなった。この結果、IASC は 2000 年包括的なコア・スタンダードを完成させた。これをうけて 2000 年 5 月、IOSCO の統括委員会（Presidents' Committee）は、包括的なコア・スタンダードを多国間公募や上場における財務諸表作成に用いることを IOSCO の加盟各国に推奨した。

II 公開草案第 32 号から 1993 年改訂

IASC は、1989 年 1 月に公開草案第 32 号（以下 E32）『財務諸表の比較可能性』を公表し³、それまでの多様な会計処理を認めるという方針から、多

1 詳細については、森川八洲男編『会計基準の国際的調和化』白桃書房、1998 年、171-174 頁にまとめられている。

IOSCO の年次報告書は、http://www.iosco.org/annual_report よりダウンロードが可能である。

2 森川八洲男編 前掲書 174 頁。

3 E32 では、29 項目について改善の提案がなされた。

様な代替処理を排除する方向性を打ち出した。E32におけるキーワードは、「比較可能性」(Comparability)であった。

E32はIOSCOとの協力の下、1つの事象にたいして1つの会計処理を原則とし、論理的な側面からは「財務諸表の作成表示に関する枠組み」(以下フレームワーク)に準拠することを求め、会計基準の首尾一貫性を主張した。また利益については、代替処理を採用した場合、原則処理に基づいた金額に調整することが求められていた。⁴

その後、IASCはE32にたいするIAS参加国からのコメントをもとに検討し、1990年7月に『趣意書』(Statement of Intent on the Comparability of Financial Statements)を公表した。『趣意書』では、E32で提案された29項目のうち21項目に関しては実質的な変更なしにIASに盛り込むこと、研究開発費、棚卸資産、借入費用の3項目については変更を必要とし、再度草案を公開することとした⁵。

その後、この3項目はそれぞれ公開草案第37号『研究開発活動』、38号『棚卸資産』、39号『借入費用の資産化(Capitalisation of Borrowing Costs)』として公表された。

比較可能性を中心とした改善プロジェクトの中間的な結果として、IASCは1993年11月に『財務諸表の比較可能性 改訂国際会計基準1993』(以下1993年基準)公表した。

1993年基準は、10のIASの改訂を行っており、基本処理と代替処理に分け、フレームワークに基づく首尾一貫性を重視したものとなっている。

Ⅲ 財務諸表作成表示に関する枠組み(フレームワーク)

フレームワークはその目的を「国際会計基準によって認められている代替的な会計処理の数を削減するための基礎を提供すること⁶」とし、「フレームワークは、連結財務諸表を含む一般目的の財務諸表を対象としている⁷。」

IASCのフレームワークは、FASBの概念フレームワークと同様に思われがちであるが、FASBの概念フレームワークが財務報告を目的の中心として

4 平松一夫 『国際会計の新動向—会計・開示基準の国際的調和』 中央経済社、1994年、228頁。

5 平松一夫 前掲書 237-239頁。

6 IASC, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, Jul 1989, par.1.(b).

7 *Ibid.*, par.6.

構成されているのにたいし、IASC のフレームワークでは財務諸表の作成方法に重点がおかれている。また、IASC のフレームワークは実質優先主義や真実かつ公正な概観が明示されていることから、企業実態に則した財務諸表作成をより明確にしていると考えられる。

こうした違いが生じている背景は、E32 にはじまる改善プロジェクトの一環としてフレームワークが成立したためであり、FASB の概念フレームワークと基本的な考え方を一としながらも、成立時における焦点は、新たな会計基準作成時の拠り所とすることよりも、フレームワークを中心にこれまでのIAS の改訂をスムーズに進める目的があったからであると考えられる。

IV IOSCO2000 年報告

1998 年 12 月 IAS39『金融商品：認識と測定』の公表により IOSCO より提示された包括的なコア・スタンダードの完成に一応こぎつけた。その後も IASC は、2000 年 3 月には IAS40『投資不動産』を、2000 年 12 月には IAS41『農業』を承認している。

IOSCO は 2000 年 5 月、30 の IAS について多国籍間公募や上場に利用を認める報告を行った⁸（認められた IAS については表 1 参照）。ただし、国内での法的規制などにより重要な問題が生じているものについては補足的な処理が認められている。

これにより、IAS の適用問題は IOSCO 加盟各国における国内基準との調整へと移ることとなった。IASC から IASB への組織改革により、リエゾン・メンバー⁹がこの役割を担うこととなった。

表 1 承認された IAS

IAS1	財務諸表の表示
IAS2	棚卸資産
IAS4	減価償却の会計
IAS7	キャッシュ・フロー計算書
IAS8	期間純損益、重大な誤謬および会計方針の変更

8 IOSCO, *Report of Technical Committee of the International Organization of Securities Commissions*, May 2001.

9 リエゾン・メンバーは各国の基準設定団体との橋渡し役であり、現在の橋渡し先は、アメリカ、カナダ、日本、オーストラリア・ニュージーランド、イギリス、フランス、ドイツとなっている。

IAS10	後発事象
IAS11	工事契約
IAS12	法人所得税
IAS14	セグメント報告
IAS16	有形固定資産
IAS17	リース
IAS18	収益
IAS19	従業員給付
IAS20	政府補助金の会計処理および政府援助の開示
IAS21	外国為替レートの変動の影響
IAS22	企業結合
IAS23	借入費用
IAS24	関連当事者の開示
IAS27	連結財務諸表および子会社に対する投資の会計
IAS28	関連会社に対する投資の会計
IAS29	超インフレ経済下における財務報告
IAS31	ジョイント・ベンチャーに対する持分の報告
IAS32	金融商品：開示と表示
IAS33	1株当たり利益
IAS34	中間財務報告
IAS35	廃止事業
IAS36	資産の減損
IAS37	引当金、偶発債務および偶発資産
IAS38	無形資産
IAS39	金融商品：認識と測定

V SEC と FASB の対応

IOSCO の承認は正会員の全員一致によることから、その意味するところには正会員であるアメリカ証券取引委員会（The United States Securities and Exchange Commission: SEC）の承認を含むというところにある。IOSCO の中でも世界最大の資本市場であるアメリカ証券市場を規制する SEC は、IASC との関係においても重要な位置をしめてきている。

IASC がコア・スタンダードの早期完成のために金融商品の暫定基準として FASB の基準を採用し、それを IAS39 として公表したということからも、IOSCO の承認に SEC の影響がいかに大きなものであるかがうかがえる。

IASC と SEC の協力関係は、1996 年 4 月に SEC が 3 つの重要な要素¹⁰を提示し、コア・スタンダード・プロジェクトを支持するとともに、承認する方向性を示した。この 3 つの重要な要素に対応する形で、IASC は 1997 年 1 月解釈指針委員会 (The Standing Interpretations Committee: SIC) を設置した¹¹。

2000 年 2 月 SEC は IASC のコア・スタンダードの完成をうけて、IAS を承認すると同時に、『概念 国際会計基準』(Concept Release: International Accounting Standards) を公表し、FASB 会計基準との調整¹²に入った。

SEC の IAS 対応について、「アメリカが厳しい FASB 基準のゆえに資本市場の機能低下傾向を招来したことから、ユーロ市場の発展を促してしまったので、IAS を採り入れることで自国の資本市場を活性化しようとする意図が推察できる¹³」という評価が一般的であるように思われる。

VI 公開草案『国際会計基準の改善』

IASB は、2002 年 5 月公開草案『国際会計基準の改善』を公表した。本公開草案は、改善プロジェクトの一環であり、12 の IAS について代替処理や現行基準内での重複や矛盾の削減、除去を目的としている。改善の対象となる 12 の IAS は、IAS1 『財務諸表の表示』、IAS2 『棚卸資産』、IAS8 『期間純損益、重大な誤謬および会計方針の変更』、IAS10 『後発事象』、IAS16 『有形固定資産』、IAS17 『リース』、IAS21 『外国為替レート変動の影響』、IAS23 『借入費用』、IAS24 『関連当事者についての開示』、IAS27 『連結財務諸表および子会社に対する投資の会計』、IAS28 『関連会社に対する投資

10 ・コア・スタンダードは、包括的で、一般に認められる会計の基礎からなる会計プロナウンスメントのコアセットを含まねばならない。
 ・コア・スタンダードは、高い質からならねばならない、つまりそれらは比較可能性と透明性に帰着し、完全な開示を提供しなければならぬ。
 ・コア・スタンダードは、きわめて厳格な解釈と適用がなされねばならない。

11 Stephen A. Zeff, "The Coming Confrontation on International Accounting Standards", *The Irish Accounting Review*, 1998.

12 調整方法としては、現行の調整方式のままとするという保守的なものから、全面的に IAS を受け入れるという革新的なものまであげ、どの形態で IAS を受け入れるのがよいのか意見を求めている。

13 森川八洲男編 前掲書 179 頁。

の会計』、IAS33『1株当たり利益』である。

本公開草案のキーワードは「収斂」(convergence)であり、これまでの比較可能性や透明性といったIAS自体の信頼性問題の段階から、各国におけるIAS適用にあたり各国の国内基準との差異を調整をする段階へ進んだといえる。この移行は、IOSCOの承認によりIASが国際的に各国基準と比肩する権威を付与されたことによるといえよう。

しかし、ドイツのIAS対応などをみる¹⁴と、上場会社と非上場会社で区別しダブルスタンダードが適用されている。こうした状況は、「収斂」がきわめて困難であり、各国の会計の根幹を揺るがす問題を含んでいるといえよう。この結果、IASBにおける基準設定が政治的な色合いが濃いものとなっているように考えられる。

Ⅶ IAS2『棚卸資産』の改訂案の意味

棚卸資産の会計は、E32以来改善が続けられている問題である。このことは、棚卸資産の評価が利益にきわめて大きな影響を与え、その多様な処理が多様な利益を生み出す結果となっているからである。

E32では、棚卸資産について、先入先出法と加重平均法を優先的な処理とし、代替処理として後入先出法を採用し、それ以外の方法については除去することが提案された。

1990年趣意書において後入先出法を除去し、先入先出法と加重平均法のみを処理基準として認めるべきであるという提案がなされた。

しかし、1993年改訂IAS2では、E32の提案に立ち戻り後入先出法が認められる代替処理とした。この基準が現行の棚卸資産に関するIASとなっている。

2002年公開草案における棚卸資産の変更の主たる提案は2点で、後入先出法の除去と評価減の戻入れについてである。

後入先出法の問題点は、古い購入価額が棚卸資産の評価に用いられることで市場価格とかけ離れた数値が表示されること、また、実際のモノの流れと

14 佐藤誠二『会計国際化と資本市場統合』森山書店 2001年 参照

一致しないことがあげられる。この問題の主眼は、後者の経済実態と一致しないということではなく、後入先出法により利益が操作可能となることにあると考えられる。

FASB や我が国では後入先出法が認められており、後入先出法の除去の提案にたいするコメントで我が国の企業会計基準委員会は反対を表明している。

まとめ

近年、海外市場で資金調達を行う企業の国際会計基準にたいする期待は、財務諸表作成コストの削減以上に、上場のハードルが高いアメリカ市場において容易に上場が可能となるということがあげられよう。こうした実務的な側面からの各国間のせめぎ合いは、きわめて政治的性格が強く、会計本来の意図するところと別の問題を多分に含む要因となっているといえよう。

これまで、巨大な資本市場を背景に世界をリードしてきたアメリカ会計基準もエンロンやワールドコム の粉飾を機に揺らいでいる。投資家を中心とする情報利用者重視の会計基準作成の方向性が、この粉飾事件を契機に転換されることはあり得ない。

IAS の改善プロジェクトは、2000 年の IOSCO、SEC の IAS のコア・スタンダード承認により問題点の変化が見られる。その特徴を表す言葉が「収斂」である。

E32 で示された「比較可能性」は、ある基準がフレームワークや他の基準との首尾一貫性を保っているかを重視し、それを拠り所に代替的な会計基準を取り除くことを目指していたのにたいし、「収斂」は、IAS と参加国の内国基準との差を中心に代替的な会計基準を取り除くという視点の変化が見られる。

2002 年の公開草案では、棚卸資産など利益操作に影響のある基準や 1 株当たり利益のように投資家を中心とする情報利用者に影響を及ぼす基準について改善が提案されている。つまり、意思決定有用性や将来キャッシュ・フローを概念の中心とし作成され、改善されてきた IAS であるが、現在、問題となるのはその情報の多様性ではなく、多様化した情報を一定の方向性のもとにいかに収斂させるかにあるのである。